

第5章

教育諸条件の現状と課題

「都立高校改革推進計画」の実施によって、これまで整備を図ってきた都立高校に係る制度や施設設備などについての現状や課題について明らかにします。

また、都立高校に期待されている防災拠点としての現状と課題についても説明します。

- 1 入学者選抜制度
- 2 ICT化と情報セキュリティ
- 3 在京外国人生徒の受入れ
- 4 都立高校における特別支援教育
- 5 学校施設の状況
- 6 防災拠点としての都立高校

1 入学者選抜制度

(1) 都立高校の入学者選抜について

都立高校の入学者選抜には、推薦に基づく選抜（以下「推薦選抜」という。）、学力検査に基づく選抜（第一次募集、分割前期募集、分割後期募集、第二次募集）があり、志願者はそれぞれの選抜において1校だけを選んで出願し、受検した学校で合格者を決める単独選抜方式で行われています。

ア 入学者選抜の日程

全日制課程の場合の入学者選抜は、おおよそ右の表の日程で行われます（図5-1）。1月下旬に推薦選抜が行われ、2月上旬に合格発表を行います。引き続き、第一次募集と分割前期募集について、学力検査及び合格発表が行われます。3月には、分割後期募集と第一次募集後に募集定員に達していない学校での第二次募集について、学力検査及び合格発表が行われます。

このように、受検機会の複数化を図ることで、進路が決まっていない生徒に対して進学機会を確保し、異なる評価尺度による選抜を可能としてきました。

図5-1

平成24年度入学者選抜の主な日程（全日制の場合）

区分		月	日	日程
推薦に基づく選抜		1月	24日	入学願書受付
			27日	面接・実技検査等
		2月	2日	合格発表
学力検査に基づく選抜	第一次募集・分割前期募集	2月	7、8日	入学願書受付
			14日	取下げ
			15日	再提出
			23日	学力検査
			29日	合格発表
分割後期募集・第二次募集		3月	5日	入学願書受付
			7日	取下げ
			8日	再提出
			9日	学力検査
			14日	合格発表

イ 推薦選抜

推薦選抜は、学力検査に基づく選抜とは異なる選抜方法により、受検者の日頃の学習成果や能力・適性、意欲等をより一層多面的に評価し、各都立高校が求める生徒の入学を可能とすることを目的として実施しています。推薦選抜のうち、一般推薦では、調査書及び面接のほか、学校によっては、小論文又は作文、実技検査を実施し、これらを総合した成績で選考を行います。また、平成16年度入学者選抜より一部の学校で実施している文化・スポーツ等特別推薦では、文化やスポーツ等に顕著な成績を有するなど、一定の応募資格のある受検者に対して、調査書のほか、学校ごとに、面接や小論文又は作文、実技検査を組み合わせで選考を行います。

なお、推薦選抜の受検倍率は、近年、3倍前後で推移しています（図5-2）。

図5-2

推薦選抜の受検倍率推移（全日制）

（単位：倍）

入学者選抜年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
全日制受検倍率	2.76	3.42	3.25	3.13	3.05	2.98	2.88	2.94	3.03	2.91

調査書

調査書とは、高等学校が中学校における平素の学習状況等を評価し、学力検査で把握できない学力や学力以外の生徒の個性を多面的に捉えたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価したりするために中学校長が作成するものです。調査書の様式や記載項目は、都道府県教育委員会で定めています。

都立高校では、中学校における生徒の学習や生活の状況を、都立高校が正しく把握し、選考の資料とすることを目的として、調査書を活用しています。調査書では、観点別学習状況の評価（全37観点・3段階）又は評定（9教科・5段階）のどちらか1つを調査書点として点数化します。

文化・スポーツ等特別推薦

卓越した能力をもつ生徒の個性を一層伸長させ、併せて各都立高校の個性化・特色化を推進することを目的として、平成16年度入学者選抜より実施しています。平成23年度入学者選抜では、90校、延べ279種目で「文化・スポーツ等特別推薦」を実施しました。

平成23年度入学者選抜では、募集を行っている全日制高校176校中170校（島しょの6校は実施せず。）で推薦選抜を実施しており、全日制高校への生徒受入予定人数に占める推薦選抜の募集人員は、25%を超えています（図5-3）。多くの学校で実施されている推薦選抜ですが、中には推薦選抜の本来の趣旨を踏まえ、単に調査書点が高い生徒を早期に確保しようとする学校や、推薦選抜の方法や推薦枠について十分に検証・検討を行っていない学校があるなどの課題が見受けられます。また、小論文や作文等を実施している学科も少なく、選抜方法の工夫が十分でないという面も見受けられます（図5-4）。

図5-3

平成23年度高等学校就学計画における都立高校受入計画人員数	平成23年度入学選抜における推薦選抜募集人員数（全日制）	都立高校受入計画数に占める推薦選抜募集人員の割合
41,160人	10,592人	25.7%

図5-4

平成23年度推薦選抜における学校選択制検査方法の実施状況（全日制226学科）

検査方法	学科数 A	学科数に占める割合 (A/226学科)
小論文実施	14学科	6.2%
作文実施	27学科	11.9%
実技検査実施	14学科	6.2%

平成23年7月公表の「平成24年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について」によると、現状の問題点及び留意事項として、

- ① 推薦選抜制度を導入して15年が経過し、改めて推薦に基づく選抜の趣旨が十分に生かされているのかについて検証する必要がある。
- ② 新学習指導要領のねらいを踏まえ、推薦に基づく選抜において、生徒の資質や能力を的確にはかるにはどのような検査方法が適切かについて検討する必要がある。
- ③ 推薦に基づく選抜の対象人員枠の上限について、推薦に基づく選抜の意義を踏まえたものとなるよう、検証・検討する必要がある。

- ④ 推薦選抜制度の検証を行うに当たっては、高等学校、中学校双方の意見、保護者の意見を十分に聞くとともに、制度の見直しの際には理解を得つつ行っていかなくてはならない。

を挙げています。今後は、これらを踏まえた検討を行いながら、選抜方法の更なる改善を図っていく必要があります。

推薦選抜の対象枠の上限

各年度における募集人員に占める推薦選抜の募集人員の割合は、原則として、以下の割合を上限として各学校が決定します。

- ・普通科高校 募集人員の 20%
- ・専門学科高校 募集人員の 30%（商業科は 20%・国際科は 50%）
- ・総合学科高校及び普通科、専門学科のうち新たなタイプの高校 募集人員の 50%

ウ 学力検査に基づく選抜（第一次募集、第二次募集）

学力検査に基づく選抜については、調査書及び学力検査のほか、面接や小論文又は作文、実技検査を実施する学校では、これらを総合した成績で選考を行います。受検教科や、学力検査の得点と調査書点との比率は、学校によって異なります。

また、特別選考を行う学校や、男女別定員制の緩和を行っている学校、自校作成問題で学力検査を行う学校もあります。

特別選考

選択尺度の多元化を推進し、各都立高校の入学選抜方法の特色化を図り、自校の期待する生徒を選抜することを目的として、特別選考を実施しています。特別選考は、第一次募集・分割前期募集において、募集人員の 8 割又は 9 割までを総合成績の順により合格者として決定し、募集人員の 2 割又は 1 割を、各高校があらかじめ定めた特別選考の基準に基づき合格者として決定する方法です。平成 23 年度入学選抜では、調査書を重視する高校、学力検査の特定の教科を重視する高校、面接を重視する高校など 24 校で実施しました。

男女別定員制の緩和

男女別に定員を定めている高校において、男女間の合格最低点における著しい格差を是正することを目的として、男女別定員制の緩和を行っています。男女別定員制の緩和は、全日制普通科の男女別募集人員を定めている都立高校で、第一次募集・分割前期募集において、男女別募集人員の各 9 割に相当する人員までを男女別の総合成績の順により合格者として決定し、募集人員の 1 割に相当する人員を男女合同の総合成績の順により合格者として決定する選抜方法です。平成 23 年度入学選抜では、50 校で実施しました。

自校作成問題実施校

中学校学習指導要領に示されている基本的な内容についての知識・理解だけでなく、特に思考力、判断力、応用力、表現力等の学習の到達度をよりきめ細かく評価するために学校独自で作成した問題で学力検査を行う学校です。

全日制都立高校の平成 23 年度入学選抜では、進学指導重点校、併設型中高一貫教育校を中心に 15 校が自校作成問題で国語・数学・英語の学力検査を行いました。

また、定時制都立高校の中でも自校作成を行っている学校があります。

エ 分割募集

第一次募集期間の入学者選抜（分割前期）と第二次募集期間の入学者選抜（分割後期）の2回に分けて行う分割募集は、受検者に複数の受検機会を確保するとともに、第一次募集・分割前期募集とは異なる評価尺度で受検者を選抜するという目的で行っており、募集人員をあらかじめ分割しています。

なお、分割募集を実施している学校の中には、「学力検査によらない入試」を行っている学校もあります。

学力検査によらない入試

- エンカレッジスクールでは、学力検査を行わず、調査書、面接、小論文又は作文及び実技検査の結果を総合した成績で選考を行います。
- チャレンジスクールでは、学力検査及び調査書を用いず、志願申告書、面接及び作文により選考を行います。

(2) 入学者選抜制度の変遷

東京都では、新制高校が発足する以前の昭和17年に4つの学区が制定されました。学区制度は特定の高等学校への志願者の過度の集中を避け、高等学校の普及と教育上の機会均等を図ることを目的としていました。その後、時代の変化とともに発生してきた課題に対応するため、入学選抜制度の改善を進めてきました（図5-5）。

図5-5

都立高等学校入学者選抜制度の変遷

選抜方式	入学者選抜年度	制度の内容
選学区方式合同	昭和27年度～	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学区は、学区内の高校の募集人員を考慮して学区の入学者候補者を決定 ○ 各高校は入学候補者から志望に基づき自校の合格者を決定 ○ 学力検査は、国語、社会、数学、理科、音楽等8教科（昭和31年度以降は英語を加えた9教科）
学校群制度	昭和42年度～	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学区内に2～4校ずつの「群」を設置し、受検者は「群」を志望 ○ 合格者を「群」内の高校に均等に振り分ける ○ 学力検査は、国語、数学、英語の3教科
グループ方式合同	昭和57年度～	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学区ごとに、2つのグループを編成 ○ 受検者はいずれかのグループに属する高校の中から第一志望校を指定 ○ グループ内の高校の募集人員合計数までをグループ入学候補者数とする ○ 各学校は入学候補者から志望に基づき自校の合格者を決定 ○ 学力検査は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科
単独選抜方式	平成6年度～	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学区による単独選抜（一部隣接学区からの志願可能） ○ 各学校が受検者の成績に基づき、自校の合格者を決定 ○ 学力検査は、5教科（一部の学校では3～5教科の中から学校が選択） ○ 高校は、調査書と学力検査の比重を4:6、5:5、6:4から選択 ○ 一部の学校では教科ごとの傾斜配点が可能

平成6年度入学者選抜で単独選抜方式に移行した後も、都教育委員会では、「都立高校が、いかに自校にふさわしい者を選抜するか」という視点にとどまらず、「多様な能力・適性や意欲・関心をもつ生徒が、いかに自分にあった進路を的確に選択できるようにするか」という視点に立ち、学区制度の撤廃（平成15年度入学者選抜）をはじめとして、選抜方法の多様化等、様々な制度の改善を行ってきました（図5-6）。

図5-6 入学者選抜制度改善に向けた主な取組

入学者選抜年度	実施内容	実施目的
平成10年度	全日制普通科における面接や実技検査の実施	評価尺度の多様化
	定時制高校における面接の実施	評価尺度の多様化
平成12年度	特別選考の実施	評価尺度の多様化
	男女別定員制の緩和	公平性の確保
	分割前期・後期募集の実施	受検機会の確保
平成13年度	全日制自校作成問題による学力検査	評価尺度の多様化
平成15年度	学区制度の撤廃	学校選択幅の拡大
	自己PRカードの導入	評価尺度の多様化
平成16年度	文化・スポーツ等特別推薦の実施	生徒の個性伸長 学校の個性化・特色化の推進
	推薦・特別選考における「観点別学習状況の評価」の活用	評価尺度の多様化

これまでの取組は、志願者の進路意識の明確化、自己の個性や特長を生かした進路選択、都立高校の特色化、中途退学者の減少など一定の成果を見せています。

しかし、様々な入学者選抜方法の導入が入学者選抜自体の複雑化につながり生徒や保護者等にとって分かりにくい、1月下旬から推薦選抜が始まることにより入学者選抜が長期化しているという指摘もあります。

また、都立高校における学業不振による中途退学者は、依然として一定程度存在しているという状況もあり（図5-7）、引き続き、教員による生徒一人一人の学習実態に合わせたきめ細かい指導が一層求められます。現在、入学者選抜では募集人員に相当する人員まで合格者とするようになってきているため、受検倍率が低い学校などでは、合格者の学力差が大きくなるなどの課題があること（図5-8）から、今後、学校内が一定の学力が担保された集団となり、授業についていけず学業への興味・関心を失う生徒を生み出すことのないように、入学時の学力差の解消を図るための入学者選抜の方法についても検討が必要です。

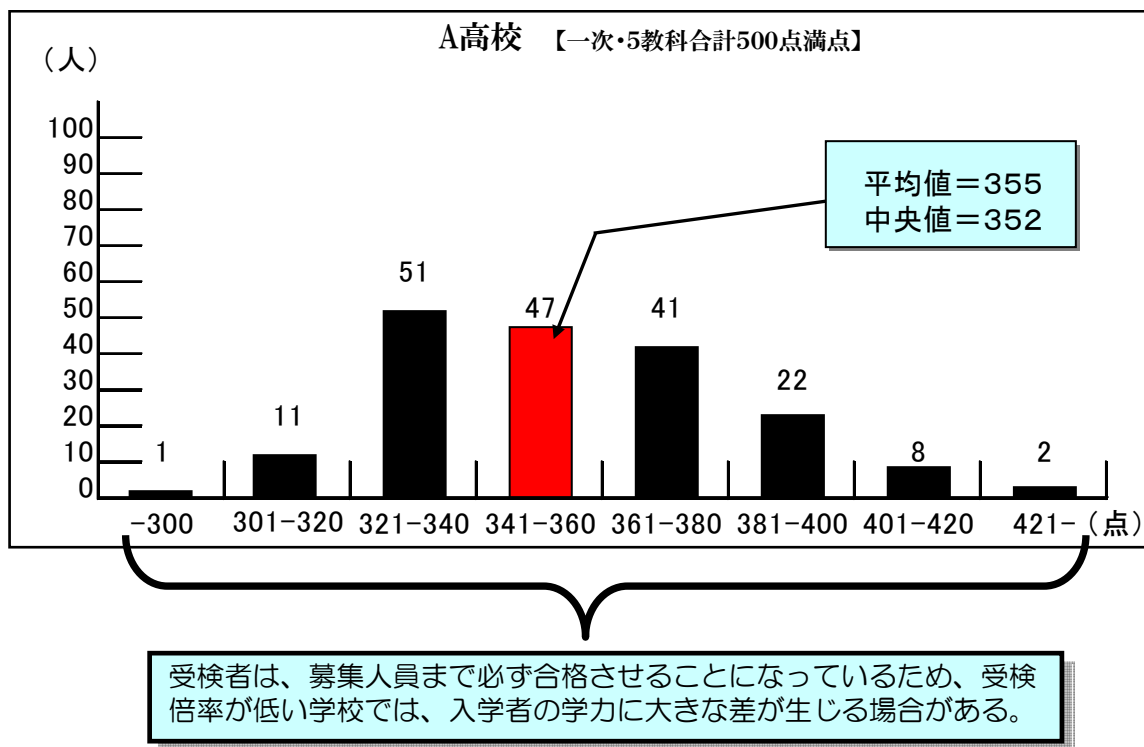
図5-7

学業不振を理由とした中途退学者数（都立高校全日制）

年度	中途退学生徒数	学業不振による中途退学者数	中途退学者のうち学業不振を理由とする割合
平成18年度	2,888	568	19.7%
平成19年度	2,586	501	19.4%
平成20年度	2,512	544	21.7%
平成21年度	2,076	416	20.0%
平成22年度	1,879	331	17.6%

「児童・生徒の問題行動等の実態調査」（平成22年度）

図5-8 一次募集による合格者の学力検査得点分布の例



2 ICT化と情報セキュリティ

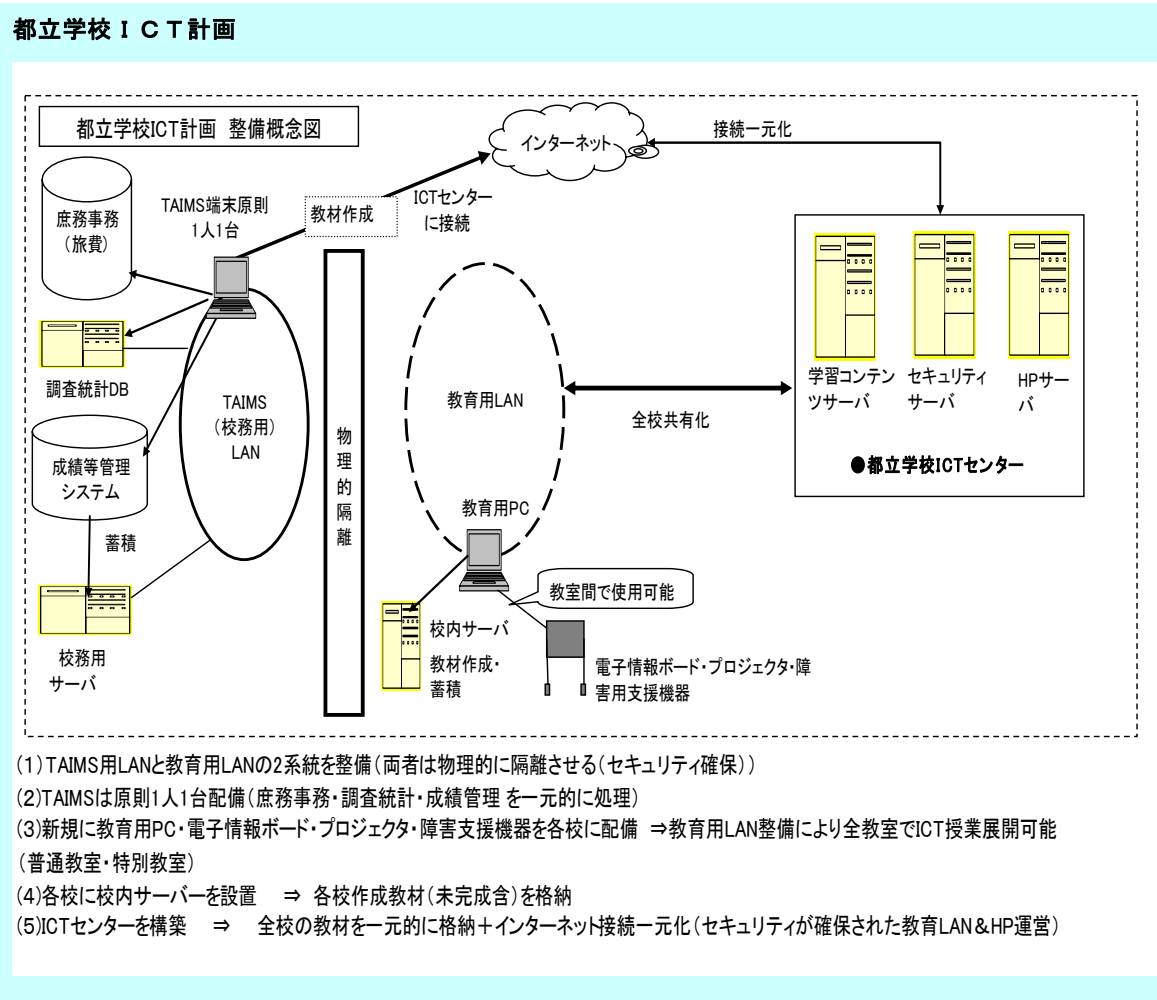
(1) 都立高校における教育の情報化について

都教育委員会では、ICT*を活用して情報社会に対応できる生徒を育成するとともに、学校における教員の校務の効率化を図るため、平成20年に都立学校ICT計画(図5-9)を策定しました。この計画により、全ての都立高校にタブレットPC、電子情報ボード、プロジェクターが備わるとともに、教員に一人1台のパソコンが配備されました。

このようにして配備された教育用ICT機器を活用し、例えば、理科や数学、地歴・公民の授業などで、科学的な専門ソフトウェアやインターネットを活用して、生徒の興味・関心を高め、「わかる授業」や「魅力ある授業」を行っている学校が増えています。

(ICT*: Information and Communication Technology の略で、コンピューターや情報通信ネットワークのこと。)

図5-9



平成 22 年 12 月に都教育委員会が都立高校生を対象に実施した「教育用 I C T活用状況調査」の結果によると、I C T機器を活用した授業を受けた結果、約 3 割の生徒に学習意欲の向上が見られ、半数以上の生徒が I C T機器を活用した授業を今後も受けたいと考えていることが分かりました。そうした反面、約 3 割の生徒が学校に I C T機器が入ったことを知らなかったり、I C T機器を活用した授業をあまり受けていなかったりする状況があります。

また、文部科学省が平成 23 年 3 月に実施した教員の I C T活用指導力の状況に関する調査結果によると（図 5－10）、東京都の高校の教員のうち、自らの「授業中に I C Tを活用して指導する能力」や「生徒の I C T活用を指導する能力」について、「わりにできる」、「ややできる」と評価する回答が 5 割から 7 割程度で、他県と比較して低い割合にとどまっています。

図 5－10 都道府県別 教員のICT活用指導力の状況
(都道府県別・高等学校)

教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力があると回答した教員の割合			授業中にICTを活用して指導する能力があると回答した教員の割合			児童・生徒のICT活用を指導する能力があると回答した教員の割合			情報モラルなどを指導する能力があると回答した教員の割合			校務にICTを活用する能力があると回答した教員の割合		
順位	都道府県名	%	順位	都道府県名	%	順位	都道府県名	%	順位	都道府県名	%	順位	都道府県名	%
1	愛媛県	97.1	1	愛媛県	94.9	1	愛媛県	92.9	1	愛媛県	96.4	1	愛媛県	96.6
2	岩手県	95.6	2	岩手県	93.1	2	岩手県	85.8	2	三重県	89.2	2	岩手県	95.5
3	高知県	92.2	3	茨城県	87.4	3	三重県	84.3	3	岩手県	88.8	3	三重県	91.8
4	三重県	91.9	4	三重県	86.5	4	茨城県	84.2	4	高知県	88.6	4	岡山県	91.2
5	茨城県	88.8	5	高知県	83.9	5	高知県	82.6	5	茨城県	88.5	5	高知県	90.4
38	東京都	73.3	37	東京都	56.2	42	東京都	55.3	20	東京都	70.6	38	東京都	71.6

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(平成23年3月 文部科学省)より抜粋

こうした中、現在、都教育委員会では、教員がより積極的に教育用 I C T機器を活用した授業ができるように、I C T機器の活用に関する研修を実施するとともに、教材作成時に使用できる I C T学習素材や授業で活用できる学習コンテンツの開発を進め、これらを利用していくための学習コンテンツ活用システムを開発しています。

今後は、これまでに整備された機器を効果的に使用する仕組みづくりや、生徒がより一層、I C T機器を活用した授業が受けられるようにする体制を整えるとともに、教員の I C T活用指導力を向上させる必要があります。

学習コンテンツ活用システム

都立学校の教員等が作成した学習コンテンツ（約 1,800）やそれを用いた学習指導案を、教科別等に整理・格納し、全ての都立学校で活用できるシステムになっています。

(2) 生徒の情報モラルに関する教育について

情報化が進展する中で、情報セキュリティの問題やインターネット上での誹謗中傷、現実体験と疑似体験の混同など、いわゆる情報化の「影」の部分を生徒に十分理解させた上で情報社会に積極的に参画する態度を育てることが、今後ますます重要になります。生徒の間にも携帯電話やパソコンなどを通じたインターネット利用が急速に普及し、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報などの問題が発生しています。

しかし、多くの生徒はインターネット上の危険に対して自らが無防備な状態であることを知らずに利用しています。何気なくプロフィールサイト（プロフ：個人が自身のプロフィールを公開するサイト）に書き込んだ個人情報や悪気のない掲示板への書き込みが世界中に発信されていることや、対面のコミュニケーションとは異なり、それは記録され、削除されない限りいつまでも残る可能性があること、悪質な書き込みが犯罪となったり訴えられたりするケースもあることについての認識も低い状況にあります。

図5-11は、東京都が平成23年1月に行った「子供のインターネット・携帯電話利用についての実態調査」の結果です。

図5-11

携帯電話等の所持について						トラブルの経験について							
(上段:件/下段:%)						(上段:件/下段:%)							
		全 体	携 帯 電 話 を 使 っ て い る (持 っ て い る)	コ ン ピ ユ ー タ に 接 続 し た (持 っ て い る)	両 方 と も 使 っ て い な い (持 っ て い な い)	無 回 答			全 体	あ る	な い	ど ち ら と も 言 え な い ・ 分 か ら な い	無 回 答
全体		16,143	9,554 59.2	10,483 64.9	2,444 15.1	49 0.3	全体		13,650	2,045 15.0	9,385 68.8	954 7.0	1,266 9.3
学 校 種 別	小学校	7,943	3,163 39.8	4,840 60.9	1,895 23.9	36 0.5	学 校 種 別	小学校	6,012	517 8.6	4,573 76.1	352 5.9	570 9.5
	中学校	5,403	3,725 68.9	3,718 68.8	492 9.1	9 0.2		中学校	4,902	908 18.5	3,234 66.0	318 6.5	442 9.0
	高等学校	2,713	2,585 95.3	1,888 69.6	56 2.1	4 0.1		高等学校	2,653	601 22.7	1,526 57.5	277 10.4	249 9.4
	特別支援学校	84	81 96.4	37 44.0	1 1.2	—		特別支援学校	83	19 22.9	52 62.7	7 8.4	5 6.0

都立高校生約95%が携帯電話を所持しており、約4人に1人が携帯電話、インターネットでのトラブルを経験していることが分かりました。

今後は、こうした課題を踏まえ、生徒が加害者にも被害者にもならないよう、情報社会で活動するための基本となる考え方や態度（「情報モラル」）をより一層育成していくことが必要となります。

(3) 教員の情報セキュリティに関する意識の向上について

都立高校では、生徒の成績や健康診断の記録、保護者の情報など重要な個人情報多数扱っており、言うまでもなくそれらの情報資産は厳重に管理されなければなりません。

しかし、東京都では図5-12に示すように情報セキュリティに関する事故が多く発生しており、そのうち都教育委員会の占める割合が高くなっています。

図5-12

東京都における年度別情報セキュリティに関する事故件数

年 度	東京都全体	都教育委員会（内数）
平成19年度	17件	8件
平成20年度	13件	6件
平成21年度	11件	7件
平成22年度	10件	3件

情報セキュリティに関する事故の多くが、USBメモリ等の補助記録媒体の紛失によるものです。

都教育委員会では、これまで情報機器の取扱いに関する様々な基準を策定し情報セキュリティ対策を実施するとともに、研修などを通して教員の情報セキュリティに関する意識の向上を図っています。

また、現在、都立高校の教員一人に1台のパソコンを配備するとともに、セキュリティ対策が施された「成績等管理サーバ」を設置して生徒の成績データを集中管理するなど、情報資産を安全に活用できる環境の整備を進めています。

今後は、教員の情報セキュリティに関する意識を更に向上させ、生徒などの個人情報を厳格に管理していく必要があります。

都教育委員会の情報セキュリティ対策について

都教育委員会では、東京都教育委員会情報セキュリティ基本方針、東京都教育委員会情報セキュリティ対策基準及び都立学校情報セキュリティ対策基準等を定め、情報セキュリティ10箇条を示すなど情報漏えい等の情報セキュリティ事故等を未然に防止する対策をとっています。

3 在京外国人生徒の受入れ

(1) 在京外国人の増加

都内に在住する外国人の数は、日本国内での労働力としての需要の増大や、外資系企業の日本市場への進出等を背景として増加しています。このため、在京外国人生徒も同様に増加傾向にあります（図5-13、5-14）。

図5-13

都内外国人登録者数・公立中学校外国籍生徒数推移

	都内人口 総数（人）	外国人登録 者数（人）	全人口に対 する外国人 の割合	中学生総数 （人）	外国籍生徒 数（人）	中学生総数 に対する外国 籍生徒の 割合
平成13年度	12,129,381	310,536	2.56%	233,593	2,375	1.02%
平成14年度	12,237,661	332,301	2.72%	227,713	2,315	1.02%
平成15年度	12,342,328	345,868	2.80%	221,854	2,244	1.01%
平成16年度	12,441,144	359,000	2.89%	217,509	2,041	0.94%
平成17年度	12,523,709	355,462	2.84%	216,664	2,145	0.99%
平成18年度	12,637,555	364,964	2.89%	217,332	2,288	1.05%
平成19年度	12,737,099	375,363	2.95%	221,426	2,443	1.10%
平成20年度	12,857,373	395,169	3.07%	222,919	2,505	1.12%
平成21年度	12,960,883	412,817	3.19%	225,885	2,844	1.26%
平成22年度	13,028,796	418,884	3.22%	225,365	2,870	1.27%

各年4月1日現在（東京都総務局）

各年5月1日現在（公立学校統計調査）

図5-14

都立高校生のうち外国籍生徒の占める割合

（単位：人）

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
都立高校在籍者数 （全日制+定時制）	151,578	146,264	142,045	139,699	136,069	132,769	130,345	129,663	130,827	133,542
都立高校外国籍生徒数 （全日制+定時制）	887	869	861	923	925	921	886	925	1,006	1,136
外国籍生徒の占める割合	0.59%	0.59%	0.61%	0.66%	0.68%	0.69%	0.68%	0.71%	0.77%	0.85%

（各年5月1日現在）公立学校統計調査報告書

(2) 在京外国人生徒の受入体制

在京外国人生徒は、日本国籍の生徒と同様に、都立高校を受検することができます。また、一定の条件を満たし、かつ、必要な申請を行った場合には、ひらがなのルビを振った学力検査問題等で受検することができます。さらに、国際高校と飛鳥高校では、在京外国人を対象とした選抜を4月と9月に実施しています。

しかし、在京外国人生徒を対象とした選抜については、近年の生徒の増加に伴い、募集人員の推移に対し高い応募倍率で推移（図5-15）しているため、就学機会の確保が課題となっています。今後は、在京外国人生徒の募集枠の拡大や指導体制を検討し、学習意欲のある在京外国人生徒と日本国籍の生徒が共に切磋琢磨できる環境を構築する必要があります。

図5-15

在京外国人生徒対象の選抜最終応募倍率（4月募集）の推移

学校	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国際	4.33	4.73	2.95	3.60	2.35	3.90	2.64	3.72	3.40	3.40	4.48	3.16
飛鳥	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.47

在京外国人生徒対象の選抜募集人員の推移

募集月	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4月	15	15	20	20	20	20	25	25	25	25	25	40
9月	20	20	15	15	15	15	15	15	15	15	15	18
合計	35	35	35	35	35	35	40	40	40	40	40	58

※9月募集には、海外帰国生徒対象分の募集人員を含む

※平成24年度から、田柄高校でも在京外国人生徒の募集枠を設ける予定

4 都立高校における特別支援教育

文部科学省が調査・分析した「発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果」（平成 21 年 3 月時点の進路に係る全国調査）によると、調査の対象となった中学校 3 年生において、高等学校進学者のうち、発達障害などの困難のある生徒の割合は約 2.2%であるとの推計が示されています。また、課程別の推計在籍率では、全日制の 1.8%に比べ、定時制は 14.1%、通信制は 15.7%と相対的に高い比率となっている結果も示されています。

都立高校においても、これまでに実施した国の委嘱によるモデル事業の結果や学校との情報交換などから、チャレンジスクールやエンカレッジスクール、昼夜間定時制高校には、発達障害の生徒が相当程度在籍しているものと推測されます。

発達障害の生徒の場合、就労後に仕事や対人関係で大きな悩みを抱えるようになり、それが自尊感情の低下や孤立感等を深める原因となって、離職やひきこもり等につながるものが懸念されることから、在学中から社会生活（学校生活）や就労への適応力向上のための指導・支援体制を整備し、キャリア教育及び就労支援等の充実を図る必要があります。

発達障害

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

自閉症

自閉症とは、3 歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。

なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

学習障害（LD）

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

注意欠陥多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

※障害の定義は、「文部科学省ホームページ」より

都立高校では、特別支援教育推進体制の整備のため、平成20年度以降、全ての都立高校で特別支援教育コーディネーターの指名と校内における委員会の設置が行われました。一方、個別の教育支援計画と個別指導計画の作成と活用は、十分に進められておらず、今後の充実が望まれています。

これらのことから、都立高校における特別支援教育を推進していくため、発達障害の生徒に対する適切な指導や必要な支援の方策等について更なる充実を図る必要が生じています。

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校内分掌に位置付けています。特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。

個別の教育支援計画

障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から、長期的な視点で適時・適切な支援を行うことを目的に作成するものです。作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携・協力が不可欠となっています。

個別指導計画

幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人一人の障害の状態や発達段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手立てを各教科全般にわたって作成するものです。個別の教育支援計画を踏まえて、個別指導計画を作成することが重要です。

また、現在、公立中学校卒業生の都立特別支援学校高等部への進学率は上昇しています。その背景には、特別支援教育への理解の進展や、高等部職業学科の設置等による職業教育や就労支援への期待等があるものと推測されます。自分の長所や可能性を更に伸ばせる学校を進学先として選択することは、将来の社会参加に向けて極めて大切なことであり、都立高校でも発達障害の生徒に対する学習指導・生活指導・進路指導の充実に向けていくことで、特別な支援を必要とする生徒の進路選択の幅を広げることができると考えます。

現在、都教育委員会では、平成22年11月に「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」を策定し、都立高校を含め全ての学校における特別支援教育の一層の推進に取り組んでいます。今後も引き続き、都立高校における特別支援教育推進体制の整備を進めることで、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒一人一人の状態に応じたきめ細かな教育を更に推進していくことが必要です。

5 学校施設の状況

(1) 施設の概要

都立高校の校舎には、ホームルーム活動や授業に使用する普通教室、講義の際に使用する講義室、パソコンや理科実験器具、調理器具などの特別な教材・設備を備えている特別教室などの学習関係諸室をはじめとして、体育館や武道場などの屋内運動施設、教職員諸室や保健室などの管理関係諸室を整備しています。また、専門学科を置く都立高校では、各学校の教育課程や特色に応じて実習室等を整備しています。このほか、屋外運動施設として、運動場やテニスコート、プールがあります。

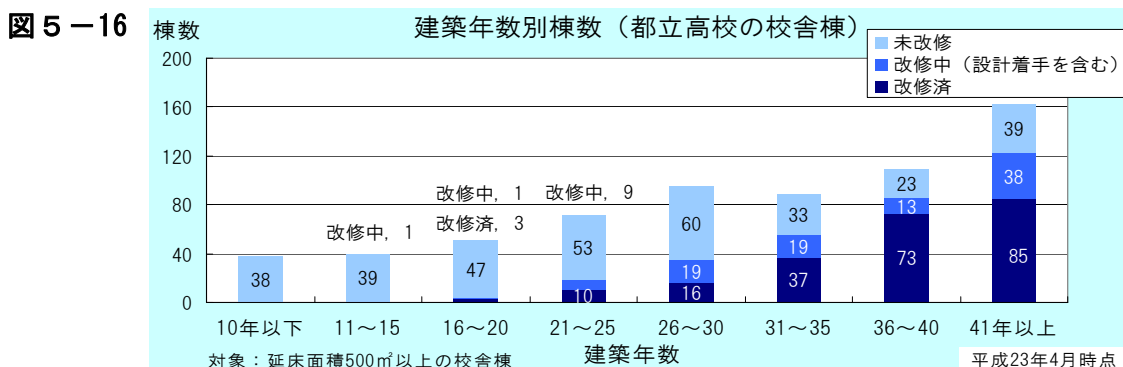
近年では、夏季における校舎内の室温の上昇が著しいことから、平成19年度に都立高校の全ての普通教室に冷房設備を導入し、平成20年度から使用を開始しました。このほか、高齢者や障害者等、誰もが利用しやすい施設とするため、エレベーターやスロープ、階段の手摺の設置など、バリアフリー化も進めています。

このように都立高校では、生徒の安全・衛生の確保や快適な教育環境の整備に向けて必要な施設・設備の整備に取り組んでいます。

(2) 施設の耐震化と維持更新

都立高校は、生徒が1日の大半を過ごすことから、その安全性を確保する必要があり、校舎の耐震化や、改築・改修などの老朽化への対応を行っています。特に校舎の耐震化は、地震が発生した際に生徒の生命に直結するものであるため、重点的な取組を進め、平成22年度末で校舎の耐震化率100%を達成しています。

老朽化への対応としての改築・改修などの施設の維持更新については、これまで既存建物の建築年数、建物や付帯設備の老朽度合い等を考慮して、計画的に改築・大規模改修を実施してきましたが、未改修の施設もいまだ相当数存在しています(図5-16)。一方、都では、保有する大規模施設について、安全・安心をはじめとした質の高い行政サービスを提供していくために、各都有施設の劣化状況や行政需要などを総合的に精査の上、計画的な改築・改修などを実施することでこれらの施設の維持更新を進める「主要施設10ヵ年維持更新計画」(平成21年2月東京都財務局)を策定し、都有施設の維持更新に取り組んでいます。都立高校についても、①「児童・生徒などの安全を確保し、災害時の避難場所ともなる教育施設」、②「次代を担う子どもたちを健全に育成する施設」として、同計画の整備対象施設に盛り込まれていることから、今後は同計画に基づいて着実に校舎等の改築・改修を行い、施設の維持更新を進めていくことが必要です。



(3) 環境への配慮

近年、地球温暖化や都市部のヒートアイランド現象などの環境問題が顕在化し、環境配慮への意識が高まる中、都立高校でも環境に配慮した学校づくりを進めています。具体的には、太陽光発電設備の設置や校庭の芝生化（図5-17）、屋上・壁面緑化に取り組んでいるほか、校舎の改築・改修の際には「省エネ東京仕様 2007」（平成19年5月東京都財務局・環境局）を適用し、高断熱・高効率設備の導入を行っています。

一方、太陽光発電設備や屋上緑化を行う場合、校舎の屋上に表示されている緊急時にヘリコプターが活動する際の目印となるヘリサインとその整備する場所が重なってしまったり、教育活動に伴う校庭の使用頻度が高いために校庭の全面芝生化が困難であったり、さらには、校庭の芝生の維持管理に要する学校負担が大きかったりと、取組上の課題も明らかになっています。

環境に配慮した学校づくりを進めることは、現在の環境負荷を低減させるだけでなく、今後、生徒が社会へ出ていく際の環境意識の啓発にもつながるものであるため、今後は、都立高校の施設活用の実態も十分に考慮した上で、これらの課題を解決しながら引き続き取組を進めていくことが必要です。

省エネ東京仕様 2007

東京都が、大幅なCO₂排出量削減に向けて、庁舎、学校、病院など、都の施設を最高水準の省エネ仕様に転換するために策定した仕様。太陽光発電の設置などの再生可能エネルギーの導入、屋上断熱・複層サッシ・機密サッシ・外壁断熱などの熱負荷抑制、空調機器・変圧器などの設備システムの高効率化などを内容としています。

平成23年7月には、最新の省エネ設備・多様な再エネ設備などが追加され、電力使用量とCO₂排出量の削減に向けた「省エネ・再エネ東京仕様」として改正されました。

図5-17

〔都立高校の太陽光発電の取組実績〕

累計

	平成18年度まで	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
校数	5	10	15	21	25
能力(kW)	28.4	77.2	202.2	352.2	467.2

〔都立高校の校庭芝生化の取組実績〕

累計

	平成16年度まで	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
校数	2	4	4	8	14	18	27
面積(m ²)	21,913	27,693	27,693	42,036	55,867	71,710	91,581

6 防災拠点としての都立高校

現在、都では、外出時に災害が発生し、徒歩での帰宅が困難となった方に対する支援の一環として、島しょを除く全ての都立学校を「帰宅支援ステーション」として位置付け、水、トイレ、休息の場、沿道情報等の提供を行うこととしています。

平成23年3月に発生した東日本大震災の際には、多くの交通機関が混乱する中、都立学校では帰宅支援ステーションを開設し、約6,000人の帰宅困難者を受け入れました(図5-18)。これらの学校の中には、生徒も教職員と一緒に帰宅困難者の誘導や食事・毛布の提供などの支援を行った学校もあります。

図5-18

東日本大震災発生日における帰宅困難者の受入状況（都立高校等）
（平成23年3月12日午前1時30分時点）

	帰宅困難者の受入数	受入学校数
都立高校	5,802人	93校
都立中学校		
都立中等教育学校	116人	1校
計	5,918人	94校

一方、189施設ある都立中学校や都立中等教育学校を含む都立高校等のうち153施設は、区市町村から避難所として指定されています。東日本大震災では開設されませんでした。これらの学校は、東京が被災地となった際に避難所運営の協力を行うこととなります。

このように、都立高校は地域の防災機能において重要な役割を担っており、東日本大震災を契機に、都立高校等に対する防災拠点としての機能強化への期待はますます高まっていくことが予想されます。

今後、都立高校では、生徒の安全及び教育活動の確保を図るだけでなく、帰宅支援ステーションの運営や、避難所運営に協力するための体制づくりについて、改めて確認し確立していくことが必要となります。また、都立高校が非常用電源設備の整備や災害時備蓄品の充実などによって防災拠点としての機能を強化するとともに、高校生が防災教育や地域との関わりを通じて地域の防災を積極的に担う人材となり、地域防災に貢献していくことが求められます。